

京都聖カタリナ高等学校いじめ防止基本方針

(方針)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に危険を生じさせるおそれがある深刻な人権問題である。そのため京都聖カタリナ高等学校では生徒・学生一人ひとりの尊厳を保持するため、いじめ防止等のための対策に関し、家庭その他関係者の連携の下、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見、及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、京都聖カタリナ高等学校いじめ防止基本方針を策定する。

(いじめの定義)

いじめとは、生徒・学生に対して、当該生徒・学生が在籍する学校に在籍している等当該生徒・学生と一定の人的関係にある他の生徒・学生が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒・学生が心身の苦痛を感じているものとする。

(いじめ防止等の組織)

1. いじめ防止対策推進法第22条に基づき校内に「いじめ防止対策委員会」を置く。
2. 「いじめ防止対策委員会」の構成員は次のとおりとし、必要に応じて関係する教職員や専門家等を加える。
校長、副校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、各学年主任、人権教育担当者、養護教諭
3. 「いじめ防止対策委員会」では、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取り組みの実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態に係わる事案の原因がいじめにあるかの判定と事実関係を明確にするための調査
 - (7) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携

(いじめの未然防止)

1. 基本的な考え方
いじめはどの生徒・学生にも起こりうる、どの生徒・学生も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒・学生が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心して学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加活躍できるような集団づくりを行うとともに、集団の一員としての自覚や自信を身につけさせることにより互いを認め合える人間関係、学校づくりを行う。
2. いじめ未然防止のための取り組み
 - (1) 規律ある授業の推進

- ・チャイムからチャイムの授業の徹底
- ・教室環境の整備
- (2) 自己有用感・自己肯定感を育む取り組み
 - ・行事における学級づくりの推進
 - ・縦割り行事等の推進
- (3) いじめについて理解を深める取り組みの推進
 - ・全校集会の際に取り組みについての説明
 - ・人権標語の作成と人権講演会の実施
- (4) いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ・道徳教育、人権教育の推進
 - ・自然体験活動、集団宿泊体験、ボランティア活動
 - ・規範意識、コミュニケーション能力の向上
- (5) 教職員の資質能力の向上を図る取り組みの推進
 - ・校内研修の実施
 - ・校外研修参加への促進

(いじめの早期発見)

1. 基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、わかりにくい場所、時間におこなわれたりするため生徒・学生のささいな変化に気づき、見逃さないようにすること。何よりも生徒・学生への日常の声かけなどを通じて、気軽に相談できる関係性の構築に努めること。また、気づきながら見逃したり、対応を先延ばししたりしないこと。

2. いじめの早期発見のための取り組み

(1) 情報の集約と共有

- ・いじめに関する情報は、些細なことを含め5W1H（いつ、どこで、誰が誰と、何を、どのように）を記録し教員がいつでも情報を共有する。
- ・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

(2) 担任は4月～6月、7月、10月、12月に定期的に、個人面談を実施する。また、各学期にアンケート調査を実施する。

(3) 相談体制の整備と周知

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談実施と情報の共有。
- ・教職員への相談をためらう場合のために、公的機関の相談窓口を周知する。

(いじめに対する取り組み)

1. 基本的な考え方

いじめを発見したり、通報を受けたりした場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、組織的に対応する。被害生徒・学生を守り通すととともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒・学生を指導する。これらの対応については、教職員共通の理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2. いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせる。

- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合、「いじめ対策委員会」で情報共有し、速やかに関係生徒・学生から事情を聞き取り、いじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は、被害・加害生徒・学生の保護者に連絡する。
3. いじめられた生徒・学生または保護者への支援
- (1) 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝え、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて複数の教職員の協力の下、当該生徒・学生の見守りを行う。
- (2) 状況に応じて外部専門家の協力を得る。
4. いじめた生徒・学生への指導または保護者への助言
- (1) いじめたとされる生徒・学生から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携をし、必要に応じて外部専門家の協力を得て組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- (2) 生徒・学生の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合直ちに所轄警察署との連携をはかる。
- (3) 当該生徒・学生の個人情報の取り扱い等、プライバシーには充分留意して対応する。
- (4) 教育上必要と認めた場合、学校教育法11条の規定に基づき、適切に生徒・学生に対して懲戒を加える。
5. いじめがおきた集団への働きかけ
- (1) いじめがおきた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を醸成する。
- (2) 集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを推進する。
6. ネット上のいじめの対応
- (1) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除させる。
- (2) 名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりするため、できるだけ速やかに必要な措置を講じる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。
- (3) 生徒・学生の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合、直ちに所轄警察署との連携をはかる。
- (4) 情報モラル教育を推進する。

(重大事態への対処)

在籍する生徒・学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた場合には「いじめ防止対策委員会」を中核とする「いじめ対策特別委員会」が事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の再発防止に役立てるための調査を行う。

1. 重大事態の定義

- (1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い（生徒・学生が自殺を企図した場合等）があると認められる時。
- (2) いじめにより、在籍する生徒・学生が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる時（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは迅速に調査に着手）。
- (3) 生徒、学生、保護者からいじめにより、重大な被害が生じたという申し立てがあっ

た時。

2. 具体的な対応

- (1) 発生事案について、いじめ対策特別委員会において重大事態と判断した場合、京都府知事に報告するとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた生徒・学生を守ることを最優先にしながら、適切な対処や調査を行う。
- (2) 問題解決への対応手順
 - ①情報の収集と事実の確認・整理・記録
 - ②関係保護者、京都府知事及び所轄警察署との連携
 - ③保護者会本部役員との連携
 - ④関係生徒・学生への指導
 - ⑤関係保護者への対応
 - ⑥全校生徒・学生への対応
- (3) 説明責任の実行
 - ①いじめを受けた生徒・学生及びその保護者に対する情報の提供
 - ②全校保護者への対応
 - ③マスコミへの対応
- (4) 再発防止への取り組み
 - ①京都府文化スポーツ部文教課との連携の下での外部有識者の招聘
 - ②問題の背景、課題の整理、教訓化
 - ③改善策の検討、策定、実施

(取り組みの検証と実施計画の見直しについて)

P D C A (計画・実行・確認・行動) サイクルの考え方に従い、年度末に取り組みの評価を行い、期間の取り組みが適切に行われたか否かを検証し、次年度の年間計画を策定する。

附則

平成26年4月1日 施行

平成28年3月17日 一部変更

平成31年2月13日 一部変更